

I

AEO事業者による内部監査

1. 内部監査実施計画の策定と事前準備

(1) 内部監査体制の整備等

AEO事業者が行うこととされている内部監査については、「特例輸入者の承認要件等の審査要領について」（平成19年3月31日財関第418号）の別紙1及び別紙2「法令遵守規則・実施規則の記載内容及び内部体制等に関する審査事項一覧表」の中の「5. 監査体制」において、法令遵守規則等の適正な実施を確保するための監査体制が整備され、適正な監査を行うために必要な措置が講じられていること、及び監査結果について社内での確かな報告体制が整備されていることが求められています（第4章のIIの3参照）。

したがって、AEO事業者としての体制を維持するためには、内部監査体制を的確に整備し、適正な監査を実施した上で最高責任者及び総括管理部門にその結果を報告するとともに、内部監査報告書のコピー等をAEO事業者の承認等を受けた税関のAEO担当部門に提出する必要があります。

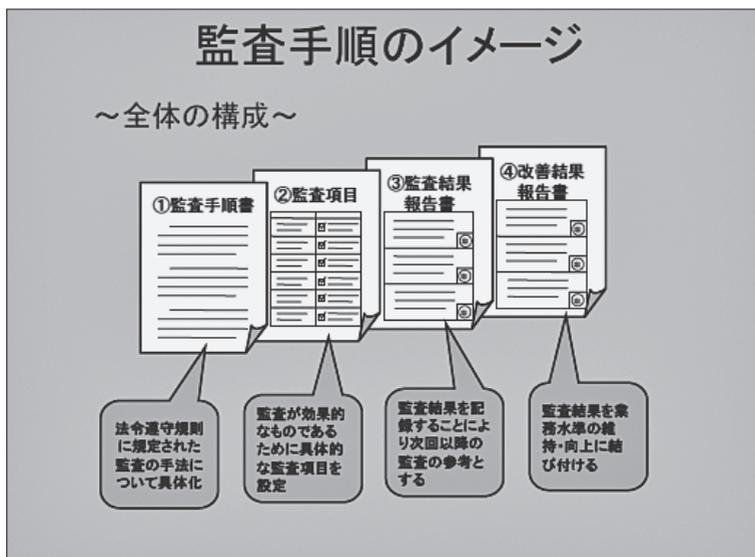
この内部監査を実施するに当たっては、税関ホームページに掲載されている「監査手順のイメージ¹」及び「内部監査チェックリスト²」が参考になります。これらを参考にして、内部監査の手順を予めイメージしておくとともに、内部監査の際に確認すべき項目などを整理した内部監査用のチェックシート（以下「内部監査チェックシート」といいます。）を予め作成して内部監査に臨めば、より効率的、効果的な内部監査の実施が可能となるでしょう。

なお、税関は、AEO事業者が行った内部監査について、最高責任者等へ

1 監査手順のイメージ：<http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/aeo/faq/4-1-1.pdf>

2 内部監査チェックリスト：<http://www.customs.go.jp/zeikan/seido/aeo/naibukansa01.pdf>

図表 7-1 監査手順のイメージ (出典：税関ホームページ)



報告した監査結果、事業部門等に改善措置を勧告した場合における勧告の内容及び履行結果が分る社内記録、不適正事案（違法行為、又は法令遵守体制の運営、貨物のセキュリティに関する業務、税関手続若しくは他法令手続の不備等をいいます。以下同じです。）に係る再発防止に向けた自主管理及び自己改善の取組状況や結果等について、定期的な情報の提供を求め、必要に応じてその詳細を聴取するとともに、必要な助言を行うこととされています（「特例輸入者制度等の運営方針について」（令和3年3月31日財関第264号）の記の3（内部監査））。

(2) 内部監査計画の策定

内部監査を円滑に実施するためには、事業所、倉庫、工場などの監査の対象となる部門（以下「監査対象部門」といいます。）、監査事項、監査時期及び監査方法を定めた内部監査の実施計画を策定する必要があります。

AEO 事業者は、AEO の承認等を受けた際に、内部監査に関する業務手順